

登録番号

115

○大阪産業大学学位規程

制 定
最近改正平成 4 年 3 月 5 日
令和 5 年 2 月 24 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪産業大学学則第 31 条第 2 項に基づき、本大学において、授与する学位に関する事項を定めるものとする。

(学士の学位授与)

第 2 条 本大学の学則に基づき、所定の課程を修めた者に対し、学士の学位を授与する。

2 本大学において授与する学士の種類は、次の通りとする。

国際学部	国際学科	学士	(国際学)
スポーツ健康学部	スポーツ健康学科	学士	(体育学)
経営学部	経営学科	学士	(経営学)
	商学科	学士	(経営学)
経済学部	経済学科	学士	(経済学)
	国際経済学科	学士	(経済学)
デザイン工学部	情報システム学科	学士	(工学)
	建築・環境デザイン学科	学士	(工学)
	環境理工学科	学士	(理工学)
工学部	機械工学科	学士	(工学)
	交通機械工学科	学士	(工学)
	都市創造工学科	学士	(工学)
	電気電子情報工学科	学士	(工学)

3 学位授与の時期は、次の通りとする。

国際学部	毎年 3 月または 9 月
スポーツ健康学部	毎年 3 月または 9 月
経営学部	毎年 3 月または 9 月
経済学部	毎年 3 月または 9 月
デザイン工学部	毎年 3 月または 9 月
工学部	毎年 3 月または 9 月

(学士簿)

第 3 条 学長は、学士の学位を授与したとき、学士簿に登録する。

(学位記様式)

第 4 条 卒業証書・学位記の様式は、別記様式 1 の通りとする。

(事務の所管)

第 5 条 この規程に関する事務は、教務課が所管する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、学則第 31 条に定める学士の学位授与については、平成 3 年度に卒業した者から適用することができる。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日)

(施行期日)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 2 月 24 日)

1 学則・奨学関係（115 大阪産業大学学位規程）

（施行期日）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。